

議案第30号

久喜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

久喜市国民健康保険税条例（平成22年久喜市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「前7日までに」の次に「（前項第2号及び第3号を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成27年2月9日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

国民健康保険税の減免において、旧被扶養者及び特別な事情があると認められる者について、申請期限の規定を除外する必要があるため、この案を提出するものであります。